

いわての木があふれる空間づくり事業計画書審査要領

(目的)

第1 この要領は、いわての木があふれる空間づくり事業の補助対象となる事業を選定する審査について、必要な事項を定めるものとする。

(審査実施機関)

第2 審査は、いわての木があふれる空間づくり事業選定委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。

(審査方法等)

第3 審査は、いわての木があふれる空間づくり事業計画書、関係書類等により行うこととする。

なお、必要に応じて、申請者に対して、ヒアリングを行うことができるものとする。

2 審査項目等は、別表のとおりとする。

3 対象事業の選定は、各委員の審査結果に基づき、委員会の合議により行うものとする。

4 委員会は、選定結果を農林水産部林業振興課に報告するものとする。

(採択事業の決定)

第4 知事は、委員会の選定結果を踏まえ、採択事業を決定する。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月19日から施行する。

別表

	項 目	審査の視点	評点 ^{※1} (5段階)	係数	得点
普及効果	県民への県産木材利用のPR効果は優れているか。	PR内容の熟度、PR媒体の種類、PR方法の工夫等		1.0	
	他の類似施設への波及効果が高いか。	<u>使用</u> 材料や <u>使用方法</u> 、工法の工夫や <u>効率化</u> 等		1.0	
	多くの県民の利用が期待できるか。	施設の種類や立地、想定利用者数や利用者の客層等		1.0	
意匠	木材の良さが活かされた空間になっているか。	木の良さを活かすための見せ方、魅力的なデザインや独創性等		1.5	
	施設の用途を踏まえた木質デザインとなっているか。	施設 <u>用途への調和</u> や <u>効果的デザインに関するコンセプト</u> 等		1.5	
県産木材の使用	岩手らしい樹種が使用されているか。	<u>岩手らしい樹種の効果的使用</u> 、多様な樹種の <u>効果的使用</u> 等		1.5	
	木材の利用方法に先駆的な取組があるか。	<u>施設に相応しい新たな使用方法</u> や <u>新材料</u> の活用等		1.5	
	(木造化の場合) 木造であることが分かるよう、“現し”とする等の工夫がされているか。	柱、梁桁、壁等への県産木材の“現し”の工夫や、効果的な使用がなされているか等		1.0	
<u>実現性</u>	<u>事業の実現性は担保されているか。</u>	<u>事業を確実に遂行できる実施体制、経営状況及び工程表</u> 等		<u>1.0</u>	
合計 ^{※2}					

※1 評点は次のとおりとする。

劣っている・・・1点

やや劣っている・・・2点

普通・・・・・・・・・・3点

やや優れている・・・4点

優れている・・・・・・5点

※2 普及効果 15点、意匠 15点、県産木材の使用 15点（木造化の場合は20点）、実現性 5点とし、合計 50点（木造化の場合は合計 55点）とする。